

国住経法第 14 号
令和 5 年 11 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅経済・法制課長
(公 印 省 略)

「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 11 条の 4 第 2 項に規定する、宅地建物取引業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行って、個人に譲渡する場合、宅地建物取引業者に課される不動産取得税を軽減する特例措置においては、特例の適用にあたって当該改修工事が行われたことを確認するための書類について、標記通知により定められているところです。

昨年、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）の一部が令和 4 年国土交通省告示第 1105 号により改正されたことを踏まえ、標記通知の改正を別紙のとおり行うこととしましたので、十分留意するようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知いただくよう、お願いいたします。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。